牧之原市教育委員会　後援名義許可基準

制定　平成17年10月11日

（趣旨）

第１条　この基準は、牧之原市教育委員会後援名義使用許可に関し、必要な事項を定める。

（許可の対象）

第２条　後援名義の使用は、次条に規定する主催者が第４条に規定する事業を実施する場合に限り許可するものとする。

（対象となる主催者）

第３条　後援名義使用許可の対象となる主催者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　国・県及び地方公共団体

(2)　学校法人または特別の法律に基づき設立された法人

(3)　学校教育及び社会教育の普及、振興に資すると認められる教育団体

(4)　報道機関（別表１）

(5)　その他前各号に準ずる団体で、市教育委員会が特に適当と認めたもの

２　政治団体及び宗教団体は許可しないものとする。

（対象となる事業）

第４条　後援名義使用許可の対象となる事業は、次の各号の条件を満たすものとする。

(1)　事業の目的が、教育・学術・文化・スポーツ等の普及及び振興に寄与するもので、かつ政治的・宗教的・営利的色彩のないものであること

(2)　実施時期・場所・方法等が適当であること

(3)　事業規模が原則として全市にわたるものであること。

(4)　入場料･参加料等が適当であること。児童生徒を対象とする事業にあたっては、無料または実費程度を原則とすること

（使用許可）

第５条　後援名義の使用許可を得ようとする者は、様式第１号により事業実施日の約10日前までに申請するものとする。

（実施報告書）

第６条　後援事業を終了した時は、様式第２号によりすみやかに報告しなければならない。

附　則

この基準は、平成17年10月11日から施行する。

別表１

報道機関

|  |
| --- |
| 朝日新聞社、産経新聞社、静岡新聞社、中日新聞社中部経済新聞社、東京新聞社、日本経済新聞社日本工業新聞社、日刊工業新聞社、毎日新聞社、読売新聞社共同通信社、時事通信社、日本放送協会、SBS静岡放送テレビ静岡、静岡朝日テレビ、静岡第一テレビ |